

シルバー人材センターが会員の皆様にお支払いする配分金について

—配分金には消費税が含まれています—

1 現在（令和5年9月30日まで）

会員の皆様にお支払いしている配分金には、発注者から預かった消費税が含まれています。この消費税は、本来、国（税務署）に納めるものですが、年間の課税売上高（配分金の総額）が1千万円以下の会員の皆様は消費税免税事業者となるため、納める必要はありません。

2 インボイス制度が始まると（令和5年10月1日から）

- ①インボイス制度が始まって、会員の皆様にはこれまでどおり発注者から預かった消費税額を含めて配分金をお支払いします。消費税免税事業者である会員の皆様は、引き続きこの消費税を国に納める必要はございません。
- ②ただし、インボイス制度が始まると、シルバー人材センターは消費税免税事業者である会員との取引について、消費税の仕入税額控除が認められなくなり、その分を負担しなければなりません。つまり、シルバー人材センターとしては新たに納税コストが発生するということです。
- ③シルバー人材センターでは、この新たな納税コストについては、発注者と料金の値上げ交渉を行うほか、一層の業務効率化を図るなどで、会員の皆様の配分金額に影響しないように尽力いたします。

しかしながら、そのことで仕事が減少したり、シルバー人材センターの経営が厳しくなることも懸念されます。

今後の状況によっては、会員の皆様にご協力をお願いする場面があるかもしれませんので、その際はご理解賜りますようお願いいたします。

